

第四回 「市場生産価格論」及び「地代論」 (1982. 10. 26)

司会 (小湊) 今回は、前回積み残した市場価値論ないし市場生産価格論をはじめに検討し、それを片付けてから、地代論に入りたいと思います。それでは青才さん、レポートをお願いします。

報告者 (青才) 内容的にはほぼ納得のいくものなので、以下、比較的細かな点を問題とします。

① 大内さんは、同部門内での生産条件をめぐる競争を宇野さんのように市場価値論として説くのではなく市場生産価格論として説かれています。賛成です。その理由は、単に生産価格論の後で説くからだという点にではなく、大内さんの言われているように ([145] 項)、資本は他部門への移動と生産条件の改良との双方をにらみながら行動する、という点にあると思います。

② 大内さんは、市場生産価格を規定する生産条件を、一般的に需要の増減に対し供給を増減させる生産条件とするのではなく、明確に、需要の増大に対し供給を増大させる生産条件とされています (475—6頁)。賛成です。このことは、資本の法則性は拡大局面においてもっともよく完徹するということを意味しているものと思います。

ですが、大内さんが、この需要増大を長期的には商品に対する需要は増大するという点に依拠して言われている点には (475—6頁)、不満を感じます。長期・傾向的な需要増大ではなく、中期的または景気循環的な需要増大に依拠すべきではないでしょうか。なぜなら、その場合には、需要増大に対して供給増大がなされる局面 (例えば好況期) において新たな生産価格水準 (および価値水準) が措定されるということだけでなく、同時に、需要減少による供給減少が生じる局面 (例えば恐慌・不況期) において

は生産価格は措定されないということをも同時に明らかにできるからです。

③ 大内さんは、市場生産価格論では、自然的生産条件の差は地代論で取り上げるという理由から「ひとまず措」き (469—470頁)、また、資本規模の差をそれ自体として問題にされることなく (471頁)、生産条件の相違を生産方法の新旧の相違に絞るべきだと言われています (472—480頁)。いわば、特別剰余価値論の「分配論」レベルでの捉え直しをしようとしています。ですが、市場生産価格論は、自然的生産条件の差・資本規模の差をも含蓄しうる一般理論として構築すべきではないでしょうか。

そのことに関連して以下の2つの点を問題とします。

1) 日高さんほど強くはありませんが、大内さんは、生産条件は同部門内では均等化傾向を持つと言われています (470—1頁)。ですが、そのことは、自然的生産条件の差・資本規模の差を「ひとまず措」いて初めて言えることです。資本規模の差をも考えれば、同一部門内においては、生産条件の差・それ故の利潤率の差のさらなる拡大傾向すら考えうるからです。大内さんは、部門間では生産条件が異なるにもかかわらず利潤率は均等化傾向を持つのに、同部門内では生産条件が均等化するが故に利潤率は均等化傾向を持つ、と言われています (471頁)。ですが、資本主義は高い部門利潤率を一般的利潤率に均等化させる力は持っているが部門内の優等な生産条件を標準的なものに均等化させる力は持たないが故に、利潤率は部門間では均等化傾向を持つのに、部門内ではそうではない、と言うべきではないでしょうか。

2) 大内さんは、生産条件の相違を生産方法の新旧の差に絞って説かれるが故に、支配的生产条件=普及しつつある生産方法、となり、その

結果、主要にはその支配的・標準的生産条件において追加供給がなされるとされています(477—8頁)。その場合には、大内説は、けっして支配大量説そのものではないとしても、「もちろん通常のばあいには……支配的・標準的な条件の資本は事実上大量の供給者でもあろう。」(498頁)という叙述からもわかるように、支配大量説と親和性を有するものになってしまいます。

問題は支配的生産条件の概念内容にあります。私は、支配的生産条件とは生産条件の確率分布の内では支配的な(故に、大量を供給する)生産条件ではなく需給変動・価格変動を支配する生産条件であると、いいかえれば、支配的生産条件において追加供給がなされるというよりも追加供給をなす生産条件が支配的生産条件であると、言うべきではないかと思えます。そのように考えることによってこそ、大内さんの真意、すなわち、差額地代は市場生産価格法則の修正ではなくむしろ貫徹の結果であるという主張(498—9頁)も実現されるのではないのでしょうか。

司会 建設的なレポート、有難うございました。では大内先生、解説をお願いいたします。

大内 後の方の論点からいえば、まず自然的諸条件の差も入れて一般的に生産条件の差を考えた上で同部門内でどのように市場生産価格が決定されるかを説く、それから後で、いわばその一つのケースとして地代、とくに差額地代を説けばよい、という考え方だと思いますが、おそらく宇野先生はそういう考え方をされている。それにたいして私は別の考え方をしたかったわけです。つまり、土地のような自然的諸条件による差というのは捨象して、もっぱら資本の競争条件の差というかたちにと絞るべきではないか——規模の差というのは後廻しとしまして——と考えているわけです。確かに、自然的諸条件による差であろうとそれ以外の生産諸条件＝資本の競争条件の差であろうと、結果においては同じことになるのかもしれませんが、しかし、価格決定のメカニズムを考えると、土地の自然的

諸条件の差にもとづく差は資本にたいしていわば固定的にあらわれるという性格をもっている。もちろん後で地代論のところで断わっているようにそれ自体ある程度動くものではありませんが、資本の競争だけでは平準化できない。ですから比喩的にいえば、ちょうど異部門間の競争と同じような構造をもっているわけで、異部門間の場合にも資本構成の差とか回転の差とかいうのは固定的であって、資本の競争によっては平準化できないものとしてある。これにたいして、それ以外の条件の差というのは、あくまでも一種の経過的・流動的な差であって、やや長い目でみれば、——その長さをどのくらいにとるかとなるともう一つの青才君の提起した論点になりますが、ともかくあるタイム・スパンでとれば——、絶えずそれを均等化しようとする力が一方で働いており、それに乗り遅れたものは脱落してしまふ。そして競争を継続していれば結局は同一の生産条件のところに収斂することになる。ただし実際問題としては、そういう均等化しようとする動きの中に、新しい技術革新が加わりますからまた新しい差が作り出される。こうして、平準化しようとしては差ができ、差ができては平準化しようとする、という流動的な運動が絶えず繰り返られるという構造をもっている。この点で自然諸条件の差とはかなり本質的な構造の差があるのではないか。そしてその点をはっきりさせることが市場生産価格を論ずるときにたいへん意味のあることじゃないかと思うのです。それは、地代論との関係をはっきりさせる、という意味もありますが、むしろ従来非常に曖昧にされてきた、異部門間競争と同部門内競争との違いを明確にするという点で意味がある。というのは、マルクスの場合には、競争は異部門間においては同一の利潤を作り出し同部門内では異なった利潤を作り出す、というように、競争は、というところは同じにしている。しかしこの対比は厳密に論理的に考えると、僕は意味のない対比ではないかと思うからです。つまり異部門間の競争においては平均利潤率が成立し同一の利潤が作り

出されるといってもいいのですが、それは生産諸条件の差が固定的であり、資本としては平準化しえないものとしてあって、そういういわばハンディキャップを負った上で資本が競争をするという構造ですね。その結果として窮極のスタティックなところで利潤率が均等化するという状況が作り出さなければならぬ、ということになる。ですから転化論的にいえば、そういうハンディキャップの差がいわば価値と生産価格との差としてあらわれるわけです。もしそれと同じように、部門内競争の窮極点を考えてみれば、さしあたり技術革新という条件を除いてしまえば、むしろ生産条件はすべて同じになって、利潤率も同じになると考えるべきでしょう。ところがマルクスのように、同部門内では異なる利潤率が作り出されるというのは、実は、窮極点においてのことではなく、先程いったように、絶えず流動的に新しい技術が加わり、従って技術格差が絶えずできたりこわれたりしている、そういうダイナミックな競争の過程を考えているのですね。ですから、異部門間競争と同部門内競争というのは、一方がいわばスタティックな、競争の窮極点みたいなものを想定しているのに対して、他方はダイナミックに、絶えず経過的にできてはつぶれるというかたちであらわれてくる差を問題にしているのだから、比較にはなりえないのです。ただ、資本はそういう、全く違った原理で展開される競争をいわば一つの競争の場として受け止めなければならない。だから、最後に書いておいたように、同部門の中において技術改良投資をするか、それをあきらめて他部門に資本を移動させるか、という選択がいつでもできるという条件をもちながら競争を展開する。こういう、市場における競争が僕にとっては興味のあるところでして、一方でスタティックな条件があり、他方で絶えず流動的な条件がある、その二つをその時々と比較しながら資本投下の選択がなされる、こういう関係を明らかにしてみるの必要がありはしないか、というのが一つの論点です。

それからもう一つ。もし同部門内における生

産諸条件をある程度固定的にしてしまうと、実はその時に利潤率の差がいわば恒常的に生ずるという関係を入れざるをえなくなる。だが、恒常的に利潤率に差があるとすれば、地代と同じように、その恒常的な差をもういっぺんならすメカニズムを説かざるをえなくなる。それは地代の場合には土地所有というかたちで説けるのですが、ここではそういう条件を説かないとすれば、利潤率に差があるけれどもそれは恒常的ではない、できたり消えたりしている経過的なものにすぎないから、その利潤率の差を平均化する別の機構を必要としないというロジックになるのだらうと思います。そういう意味で、自然条件はひとまず除いて、流動的な構造をもっている市場を想定する、という方法に一つの意味があるのです。

これにたいして、資本規模の差というのはちょっと別の話です。具体的な資本主義の場ではスケール・メリットがありますから規模の大小で生産性に差ができる、という話はおそらくあるでしょう。いわんや帝国主義論みたいな話になりますと、そのことが決定的な意味をもってくるかと思えます。が、原論的な世界では、ある一つの部門を考え、一定の技術が与えられれば、それにたいするオプティマムな規模の投資がおこなわれると考えるしかない。ですから規模の差というのは、遅れた技術と進んだ技術との差ということに帰着してしまう。例えば、遅れた技術を採用している資本はより投資規模が小さい、そして、技術が発達するということは概して固定資本が巨大化するということでしょうから、より発達した技術を採用している資本は当然大きくなる。こういうかたちで、規模の大小の差というのは結局は単なる技術の先進性・後進性ということに帰着する。原論的な論理構造では、こういうことになると考えて処理したわけです。

次に、はじめの方の論点に戻りますが、どこで生産条件が決定されるかというときに、ここではさしあたり需要が拡大していくような構造を想定しておき、追加需要に対応できる追加供

給をなしうる生産条件が市場生産価格にたいして規定的となるというふうに処理しておいたのですが、これにたいし、もっと景気変動もその中に入れた方がいいのじゃないか、というご指摘だろうと思います。

それにたいしてまず形式的な答え方をしますと、景気変動の問題は最後に総括する過程で――、例えば固定資本の更新がどういふ段階においておこなわれるかというのは上巻で一度触れてありますが、下巻の最後でもう一度立ち戻るわけですから、さしあたりここで考えるときには、やや『資本論』にひきつけられすぎているかもしれませんが、景気変動の問題をひとまずおいて、いわばもう少し長期的な傾向みたいなものを考えた方がいいのではないかと考えたわけです。

もう一つは、地代論との対応関係という論点です。ここは先程の話と逆みたいになりますが、地代論を想定する時にはどうしても、いちおう社会的需要が増大していくなかで優等地から劣等地へと耕作が拡大しなければならぬ、あるいは第二次投資・第三次投資へと果進していくほかはないというかたちで運動を想定せざるをえない。その中で限界条件、つまり追加需要に応ずる追加供給の条件が市場生産価格を規定するという論理になっているわけです。この場合も、景気変動を入れて考えれば、需要が減る中でどこから資本が引き上げられるかということを考えることもありうるでしょうが、一般的な地代法則を考える場合にはやはり資本の拡大再生産を考え、資本が拡大再生産されるということは同時に社会的には人口が増えていくという過程であると想定し、従って需要が絶えず増えていくという傾向を前提しておいて、それに対応して生産がどう変化していくかという論理を展開すべきではないかと考えるわけです。そしてそれとの対応関係でいえば、同一部門内の競争を通じて価格決定がおこなわれていくというもの、拡大再生産をしていくから生産量が絶えず増大していく、それに対応するために投資が行われるが、その投資自体がまた常に技術革新

にさらされ、従って生産性を絶えず高めながらおこなわれる、そういう運動を想定しつつ考えた方が理解しやすいし、さしあたり市場生産価格の法則を明らかにするためにはそれで十分だというのが僕の考え方です。

それから、大量説との関係は、ちょっとマルクスに親切にしすぎたといわれればその通りでして、必ずしも支配的大量ということを言う必要はなかったかもしれない。

青才 大内さんの場合、支配的、ということの意味は？

大内 僕の場合は、標準的であって、技術の水準として支配的、という意味です。ただ、マルクスのいう大量説というのがどうして出てきたかを考えてみると、おそらくマルクスも、標準的生産条件つまり彼のいう中位的生産条件が社会的に大量を占めている、そしてそれはまた技術的にいっても一番ポピュライズされている、そういう関係を想定しながら、それを、必ずしも十分に整理しないままに、支配的大量というかたちでおさえてしまったのではないかと。しかし私のように、追加需要に対してどこが追加供給のイニシャティヴをとるかという形で考えても、通常の場合には一番普及し、一般的に使われている技術のところだときしあたりは考えられる。ただ、だんだん新しい技術が普及するにつれて上位の条件の技術のウエイトが大きくなり、しだいにそちらに価格決定のイニシャティヴが移っていく、こういう運動を考えればいいわけで、それをマルクスは支配的大量といういい方で捉えたのではないかと、ところいうことでマルクスに少々敬意を表したわけです。

ただここでもう一ついいたかったことは地代論との関連です。すなわち従来、一般の生産物の場合には平均説が妥当して、土地生産物の場合には限界説が妥当する、という議論が通説的におこなわれてきた。そして、限界説が何故妥当するかというと、それは土地による市場価値法則のモディフィケーションだ、というのですね。その場合、土地生産物では限界でもって市場生産価格が決定されるというと、なんとなく

多くの人は土地生産物だけは必ずしも限界が大量でなくて少量であっても、モディフィケーションが働くからそれが市場価値を規定する機能を果たす、つまり土地には生産条件に自然的な差があって、一定の条件の土地が大量に与えられるわけではないから、追加的な土地が、大量であろうと少量であろうととにかく価格を決定する力をもつというのが限界原理である、それにたいして土地以外の生産物の場合には標準的なところで大量的に生産がおこなわれているからそこで平均説的な価格決定がおこなわれると理解していたようです。いいかえれば、限界説と平均説を対立的に捉えて——その捉え方がそもそもおかしいのですがともかくそうして、その二つの違いを供給条件の差、つまり大量に供給できるか少量しか供給しえないかという差として説明しようとしてきた。しかし、それが実は誤解だ、ということをごだん説こうとしていたのでして、それをいずれにせよ追加供給条件というところに絞上げてしまえば、少量であるか大量であるかということは論理的には意味をなさない、ただ土地生産物の場合には少量というのが非常に目立ち、それ以外の生産物では、いかにも大量に生産されているところが決定的にみえる。それは、先程もいいましたように、資本が生産条件を左右できるかできないかということの差でして、土地条件の場合には、それは資本の外に固定されており資本投下によってそれを自由に動かすことはできない。そういう条件のもとでは少量であっても追加投資の生産物の個別的生産価格が調節的になる。しかしそれ以外の生産物の場合には、投資によって技術水準を変えていくことができるから、標準的な技術水準のところへ集中的に投資が行われ、結果においては大量的な生産物が市場調節的になる傾向をもつのです。だから、平均説と限界説ということで従来理解されてきたのは、いわば論理次元の違った問題をゴタまぜにしているのでですね。というのは、追加供給条件のところは市場生産価格を決定するといえ、いずれの場合も同じことです。その追加条件を限界と

いうならばいずれの場合も限界でもってしまっているといっている。違うところは技術条件の差が、資本が自由に動かせるか動かせないかという点にある。動かせない場合には地代のように、大量であろうと少量であろうと限界で価格が決まるということになるわけです。そういう意味で従来の通説をもう一度捉え直して、その誤解がどこにあったかをはっきりさせるためには多少マルクスの大量説に触れておいた方がいいのではないかと考えたわけです。

ただ支配的という言葉がきちっと使われないので、青才君のいわれるような誤解が生じたのかもしれませんが、私の支配的というのは、だいたいにおいては、技術条件の支配的という意味で使っているつもりですが……。

青才 「技術条件の支配的」というのは……。

大内 普遍的というのと同じ意味です。

青才 ある意味では言葉の問題なんですけれど、追加供給は支配的生産条件でなされるという言い方と、追加供給をなすのが支配的生産条件であるという言い方とは、ちょっと違うと思うんですね、大内さんの場合には追加供給は支配的生産条件でなされると言われる訳ですから、支配的生産条件というもの自体は追加供給ということ抜きにしても存在しているというニュアンスがあるように思うのです。生産条件のさまざまな技術的相違の中で支配的と言うと、それが標準的に大量に普及しているというニュアンスをもたざるをえないのではないのでしょうか。

大内 ええ。事実がそうなのです。つまり普通の生産構造の場合には劣等から優等へと生産条件の異なった資本が並んでいる。その場合支配的というのはほぼ中位のところでしょうが、しかしそれは絶えず優等の方に動いていっている。そういう運動の中で、時々にもっとも普遍的と考えられる技術条件が支配的なのです。

青才 私は、土地の場合でも限界条件が支配的生産条件なんだと言えるように、だから、支配的という言葉で地代論で用いても違和感がないように規定したいのですが。

大内 いや、土地の場合は、限界地は標準的な生産条件とはいえないでしょう。そこで支配的といえ、市場価格を支配するという意味になる。しかし、その使い方はぼくの場合と異なる。マルクスの場合は支配的大量というのは、おそらくただ供給量が大いということにとどまるようですね。しかしぼくがいつている意味は、標準的な生産条件ないし技術条件ということですよ。もちろん一般にはそれが大量に生産するところと一致するでしょう。しかし技術水準が急速に変わりつつある場合は、標準的・支配的条件のところでおこなわれる追加供給は、案外少量であるかもしれない。それでもそれが価格規制の力をもつでしょう。

青才 私も生産条件の相違を一つで代表させる場合には生産方法の差異で代表させるのが一番内容豊かな理論を作れるとは思いますがけれども、同時に資本規模の差にもとづく生産条件の差とか、自然的な生産条件の差を入れてもこわれないような理論にしたいと思っている訳です。だから追加供給をなすところが支配的生产条件であると規定し、支配的生产条件のもとにおける平均的な労働によって価値が規定されるという形にすれば、地代論を考えたってその規定はこわれないように思うのですが。

大内 その限りではそれでいいのです。つまり、追加供給に応じうる生産条件のところを価格を規制するといえ、地代論でも同じです。問題はそれを支配的といえるかどうかですね。ただ市場価格を支配するのが支配的だというんでは、トートロジーになってしまう……。そういう意味では、ぼくはむしろ「調節的」という言葉をより多く使っている。

永谷 そうですね、規制的なり規定的なりといえ、あたりますね。

大内 まあ、言葉をどう使うかより、ここではいわゆる市場価値法則がモディファイされたという議論はまちがいだということが明らかになればいいのです。市場価値法則は常にそのまま貫徹している。いわゆる限界でできるか標準的なところでできるかという差は前提をなす資本

の競争条件の差によるものだという点をはっきりさせたいのです。

司会 もう既に質疑応答に入ってしまったようですが、大内先生のお答えは一応終わったようですので、それではこれからあらためて質問に入りたいと思います。

青才 異部門間において利潤率が均等化する場合には、利潤率の高い部門では蓄積が増す・他部門からの参入がある等その利潤率が高いことが原因になって利潤率が下がり、低い部門ではその逆のことが起きます。それに対して、部門内競争の場合には、より優等な生産条件を求めてという一方向だと思うのです。高いのを低め、低いのを高めるということがあってはじめて重心としての基準への均等化と言えるのであって、一方向に進む場合にはいくら窮極的にはと言っても、均等化とはいえないのではないのでしょうか。

大内 しかし生産条件に差があれば、その低いところはマイナス利潤になるわけでしょう。だからそのマイナス利潤にいわば脅迫されて投資せざるをえなくなるということになる。そういう形で生産条件の均等化がすすむのですね。たしかに異部門間の場合はより高い利潤率にひかれるのにたいして同部門内ではより低い利潤率におびやかされて、といううちはあるかもしれない。

永谷 青才君は同部門内では均等化される力をもたない、と言っているけれど。

小湊 ええ均等化傾向はないと言っていますが、ダイナミックな傾向としては存在するのではないのでしょうか。

青才 でも優等な生産条件を標準的なものに均等化させる力はないでしょう。均等化というのは、標準があってそれが重心であって、そこにひきつけるという関係がなくてはならないのに、上昇しようという方向性だけがある場合に、均等化ということになるのかどうか疑問なのです。

大内 技術革新がつねにコンティニューアスに進んでいくとすれば、絶えず差がまたできる、ただディスコンティニューアスだとして、しかもそ

のインタヴァルが長いとすると、おそらく最初の出発点では差がある、しかし、技術は当分動かないわけだから、最高位も動かない。したがって、後の資本はだんだん追いついてきて均等化する、そういういい方をしているわけですね。実際はしかし均等化すると同時にその時また次の技術革新が入るから差ができる。こういうふうにして絶えず差ができたたり縮んだりしている。

青才 部門間競争においては利潤率の均等化が——それによって需給調整がやられるのですから——経済原則の実現形態ですけれど、部門内競争の場合にはより改良しようというのが経済原則の実現形態だろう、と思うんです。だから、市場生産価格論の位置づけからすれば、そこでは常なる技術改良を想定しなければならないのではないのでしょうか。技術改良がなければ必ずここに落ち着くだろうという議論はちょっと市場生産価格論の課題からズレるような気がするのですが……。

大内 その点は、まえの特別剰余価値の時と同じでしょう。より高い生産性を実現したものは超過利潤を得る、立ち遅れたものはマイナス利潤となる。だからもうける方と損する方との両方にインセンティブがあって、それでどうしても追いかけるをええない。その結果、絶えず生産性が上がっていくわけですね。それが経済原則の実現だといっていいでしょう。

青才 下がマイナスの利潤だからというので追いかけるという話はいいのですが、他方、一番上は超過利潤を得ているがゆえに、超過利潤動機でますます改良するというように、上が下を離す面はないですか。

大内 だからここでは常に均等化するとはっていない。そういう傾向が一方にあって、しかし絶えずそれをこわす傾向もある、といういい方をしているわけですね。もし均等化してしまえば超過利潤もなくなるから、動かなくなる……。

青才 そういう意味では大内さんは、日高さんほど同部門内の生産条件の均等化を強調なさってはいないと思うんです。ただ部門間における

競争の意味と市場生産価格論における生産条件の優等をめぐる競争の意味とを均等化ということに絡めていわれている場合には、部門間においては生産条件の均等化傾向がないにも拘わらず利潤率が均等化する、それに対して部門内においては生産条件の均等化があるがゆえに部門内利潤率が均等化する、とされています。

大内 さっきいったように、競争の窮極的な安定点を想定すれば、どちらの場合も均等化するといわざるをえないということです。ただ部門間の場合にははじめからハンディキャップがあり、それが固定されているから安定点がすぐみつかるわけです。同部門内はそこが固定されていないで流動的だから均等化していないようにみえる。だからさっきいったように、マルクスの比較は、異質のものを比較しているのではないかという気がする。スタティックなものとダイナミックなものを比較して、それを、競争は、というかたちで括ってしまった。その区別さえはっきりすれば、均等化であっても収斂であっても、表現にはこだわらない。

青才 それからもう一つ、大内さんは長期であろうと景気循環的な期間であろうと、一般的に説くんだ、と言われた訳ですが、別に私も景気循環論的に説くべきだと言っている訳ではないんです。下がりすぎた価格が上昇する局面とか恐慌とか不況の局面においては、それ自身の中で生産価格を措定する力はない、ということをお願いしたいのです。大内さんの場合には長期的な需要の増大傾向を想定なされる訳ですから、常に生産価格は新しい支配的生産条件によって刻々規定されているわけですね。景気循環とかもう少し中期的な話を考えると長期の需要増大一辺倒の話とは違って、需要減少の時にはどうなるかが問題にできると思うのです。

大内 上がりすぎた価格を引き下げる局面、というのは景気変動で考えるのか、それとも一般的に考えるのですか。

青才 一般的に、でいいです。

大内 それなら、一時的に需要が超過して供給増加がおくれている、だが、追加供給がおこな

われれば当然その追加供給の条件まで価格が下がる。それでいいわけでしょう。それはぼくも入れてるつもりだがな。

青才 はい、それは入れておられると思うのです。そして先生の場合の長期的な傾向であれば常にそういう状態になると思うんです。だから、大内説の場合には、需要拡大局面と需要減少局面との市場生産価格の意味の違い、という問題が落ちてしまうのではないのでしょうか。

大内 そうかなあ。ここでいいたいのは、追加需要に応じる追加供給の条件によって市場生産価格が決まる、といういい方をするためには追加需要というものを前提しなければならない、それがどうして前提できるのか、という理論的な話です。それは一般的には需要が絶えず増加していく、という想定を含んでいる。だから必ずしも長期の傾向とか何とかいうのではなく、もう少し抽象的な議論なわけですね。

青才 要するに、私は、宇野さんが一般的に需要の増減に対して供給を増減させる生産条件というんじゃなくて、需要の増大に対して供給を増大させる生産条件と言っていることの意味、何故わざわざそうしたのかということの意味を問題にしているのです。

大内 それはね、こういうイメージで考えているわけです。すなわち、市場生産価格メカニズムの内には生産性が絶えず上昇していくような傾向が含まれており、その中で資本の競争が展開されている。こういう場を設定するわけですね。絶えず生産性が上昇していく力が含まれている市場というのは同時に絶えず需要が増大していくという関係を外側におかないとうまく説けない。絶えず需要が縮小していくような生産分野というのを考えると、おそらく斜陽化していくだけでしょうから、劣位の資本からつぶれていくというだけであって、生産性が上昇するという議論が抜けてしまうでしょう。だからここでも斜陽化して次第に消滅していくような使用価値をもった商品を別とすれば、という変な割り註を入れたのは、生産性が絶えず上昇していくような部門構造を考えているという意味で

す。生産性の上昇は何によって起こるかという、需要が増大するからそれに対して投資をする、その追加投資をする時に同時に高い技術水準を実現する、こういう構造で考えるのが一番考えやすいんじゃないか、というだけのことなのです。

永谷 先生の場合、追加的需要がある生産部門はそれでいいけれど、追加的需要が一定だとか、あるいは減るとかいう部門の場合は、市場生産価格はどういうふうに決まるんですか。

大内 おそらくその場合には、さっきいったように、だんだん劣位の資本は切り捨てられていくでしょうね。

青才 それでそういう過程を通じていつかは需要の方が過大である、追加供給が必要であるという状態が生じてくるという想定ですね。

大内 いやそれはいろいろある。例えば次第に消滅していくような使用価値といっても、最後には消えてしまうというものも幾らでもありますね。生活様式が変わるとか技術が変わるとかして、例えば木炭みたいに。

永谷 需要が一定の場合は……。

大内 その場合には、技術が変わらなければ動きようがない。

伊藤 需要が一定でも技術革新は絶えず行われるわけだからやっぱり劣位は切り捨てられていく……。

大内 ええ、むしろ劣位のは切り捨てられていくでしょう。ここでは市場生産価格を規定するのは追加需要に応じうるような追加供給の生産条件であるといういい方をしたもので少々窮屈な考え方になっているのかもしれませんが。それは別のいい方をすれば、限界需要にたいする限界供給ということになるし、その方がいいのかもしれませんが。

小湊 先生の場合、マイナスの追加需要に対応するマイナスの追加供給も考えておられるんじゃないですか。さきほどの劣位の資本の切り捨てという形で……。

青才 でもその場合それが市場生産価格を規定するという言い方になるんですか。

大内 さあ、そういう部門はどうやって市場生産価格を規定するのかわからないなあ。

永谷 近経的に限界と言った場合にはプラスの限界もあるしマイナスの限界もある……。

青才 それをプラスに限ったところが、宇野さんの場合もそうですが、大内市場生産価格論の、メリットだと思うわけです。その意味をさぐるという発想で先程の話しました訳です。

大内 それは相対的剰余価値の生産からずっとつながっている考え方なわけです。社会的には技術水準が絶えず高くなり生産力が絶えず高くなる、従って価値は絶えず小さくなるという関係を一般的に想定して、それを市場価格の問題として議論すると、追加需要があってそれに応ずる生産条件云々ということになる。だから生産力が下がった場合はどうするかとか、需要が減少したらどうするかというのは、応用問題としては考えられるけれど、原論のロジックの中にそこまで入れる必要があるのかな、という気がする。

青才 そういう場合には法則性が十分な意味では貫徹しえないんだということを同時に強調すべきだと、私の場合は言いたいのです。

大内 そういうことならそうでしょうね。たださっきいったように、景気変動を入れるともう少し複雑なことになる。つまり、不況期に更新が行われるとすると、需要が減少している時に、劣位のを切り捨てながら技術革新が行われるわけですね。そこで市場生産価格の新しい水準がきめられる。しかし好況期には価格が上りますから、より劣位のものも参入しうるわけですが、いつもずれたかたちで市場価格が形成されることになる。それを恐慌毎に強制的に本来の水準に引き戻していくという力が働いていると思うのです。あるいはそういうイメージで考えた方がいいのかもしれませんが、それを景気変動を除いて平面化するものだから、ちょっと不自然な説き方になっているのかもしれない。

司会 市場生産価格につきましては皆さんまだ

まだ論じたりない点をたくさんお持ちのようですが、めぼしい論点はほぼ議論がつくされたように思われますので、そろそろこの辺で打ち切りにいたしまして、つぎに地代論の検討に入っていただきたいと思います。それでは青才さんに引きつぎ問題提起をお願いいたします。

報告者 (青才) 私は、原理論における土地所有の位置づけという問題を別にすれば、大内・日高地代論を支持する立場なので、少し内在的に問題を outsizing させていただきます。

① 差額地代第二形態 (差Ⅱ) について。

私は、大内さんの基本的論点、すなわち、耕作拡大における下向序列の想定・追加投資における収穫逓減の想定・差Ⅱにおけるマルクス方式の一貫した採用、を支持します。地代論を資本の論理に沿って展開する限りそれらの想定は当然のことと思います。だが、大内さんの「限界地の差額地代と区別された狭義の第二形態」(562頁)の規定に関しては疑問を感じます。

1) 大内さんは、追加投資がなされた場合、③ 収穫逓増の場合と (差Ⅱの差Ⅰへの再転化・差Ⅱというより差Ⅰ, 547—8頁, 554頁), ⑥ 収穫逓減、だが、限界地の第一次投資よりも生産性大の場合と (狭義の差Ⅱ, 559頁, 556—7頁), ④ 収穫逓減、かつ、限界地の第一次投資よりも生産性小の場合 (限界地の差額地代, 差Ⅱの完成形態, 574頁) との3つに分けられ、③の場合には、追加投資が原投資と合体してしまい固有の意味での追加投資とはならないが故に、⑥と④が差Ⅱだと言われています。ですが、⑥のケース、すなわち、限界地の第一次投資よりも既耕地への追加投資の方が生産性が高いのに前者の方が先になされるケースを考えることはできないのではないのでしょうか。私は、差Ⅱを④に限る日高説を支持したいと思っています。

2) とは言っても、大内さんは、日高説を知った上で、また、「過渡性」の強調 (558頁, 564—7頁) からわかるように狭義の差Ⅱの特異性を意識した上で、なおかつ、この狭義の差Ⅱを説くことは「第二形態の本質を明らかにするうえで重要ないみを持つ」(566頁)と言われている

るだけに、我々の批判も「第二形態の本質」にまで踏み込んだものでなければならぬでしょう。

大内さんは、「マルクスにしたがって、（差Ⅰ）が外延的な投資の拡大にともなう『差額効果』から生ずるものであるのたいし、（差Ⅱ）は逐次的・内包的投資の拡大にともなう『差額効果』の結果として生ずるものと観念しておく。」（541頁）といわれています。問題は、「内包的投資の拡大」すなわち追加投資の意味内容にあると思います。大内さんの表7（558頁）を見ればわかるように、狭義の差Ⅱの場合には、マルクス方式であろうとエンゲルス方式であろうと事態は同じになります。このことは、追加投資が限界投資でない限り、追加投資と原投資とをエンゲルスの一括してもいいということ、さらに言えば、限界投資でない追加投資（前述の⑥の場合）は経済的意味での「追加投資」ではないということの意味しているのではないのでしょうか。確かに、利潤率最大（故に超過利潤率最大）という意味においては、優等地A地の資本にとっては、第一次投資が最適投資であり第二次投資をすれば効率は落ちる（567頁）ので、第二次投資を一応追加投資と言ってもいいでしょう。だが、資本は他方では蓄積をしているのであり、蓄積部分を他の産業に投じて、また、他の土地（D）に投じて一般的な平均利潤しか得られないとすれば、少なくとも超過利潤を得られるA地への第二次投資をすることが最適な投資活動となる。とすれば、その第二次投資は固有の意味での追加投資ではなく、第二次投資をも含めた投資（超過利潤量最大の投資）が最適投資（いわば最適経済投資）となるのではないのでしょうか。

差Ⅰの本質を、通説の場合には、異なる土地に投下された同一資本量の生産性の差に求めているのに対し、大内さんは、収穫逦増の場合には「追加投資」は原投資と合体するという点を踏まえ、第一次投資（いわば最適技術投資）間の生産性の差とされています。私はもう一歩進め最適経済投資間の生産性の差と考えたい。なぜなら、差額地代における資本の側からの区別

は、唯一、市場価格が上昇した時に未耕地への耕作拡大によって供給を増やすか、それとも、既耕地への追加投資（それが第何次投資であろうと）によって供給を増やすかという点にあり、資本は当然生産性が高い方を選び、前者（最劣等地の第一次投資が限界投資）の場合には差Ⅰとなり、後者（既耕地の追加投資が限界投資）の場合には差Ⅱとなる、と考えるべきだと思うからです。

② 絶対地代について。

大内さんは、マルクスおよび宇野さんの絶対地代規定、すなわち、絶対地代は価値と生産価格との差額またはその一部だ、という規定を退けられています。賛成です。ですが、大内さんの絶対地代規定には次の2つの点で疑問を感じます。

1) 日高さんは、限界地は一単位ではないという点を強調し、限界地の耕作拒否部分の存在故に限界地の耕作部分と優等地とに絶対地代が成立すると主張されています。それに対し、大内さんは、限界地を一単位と考えようと考えまいと「論点には差は生じない」とされ、優等地の地代は全て差額地代だとされています（596—7頁）。本当にそうでしょうか。限界地E（以下、第10表、579頁参照）が一単位でそれが耕作（故にE地全てが耕作）されて、なおかつ、市場価格が1俵2.46万円であるとすれば、事態は、E地が土地所有の力の発揮なしにタダで貸し出されたが、E地による供給増大では需要を充たしえず市場価格が2.46万円となり、それ故に生ずる超過利潤を契約更新の時に地代として取得したのと同じことになり、日高さんのいうところの「過渡的差額地代」になってしまうのではないのでしょうか。

土地所有の力の発揮による市場価格の上昇とは、けっして、資本家が絶対地代を費用化して価格を設定しそれ以下では売らないが故に生ずるもの（故に、絶対地代→価格）ではないと思います。市場価格は需給関係によって決まるしかなく、土地所有の力の発揮による市場価格の上昇は、 x 円の地代を支払わない限り貸さな

いという地代要求故に現実に耕作が拒否され、その結果投資制限・供給制限がなされるが故に生じるのではないのでしょうか。とすれば、絶対地代成立の根拠は、実際に耕作を拒否しそれ故絶対地代を得ていない未耕地の土地所有の力にあることとなります（故に、未耕地の地代要求→価格上昇→既耕地全てでの絶対地代）。大内さんも、絶対地代成立の根拠を土地所有による投資制限に求められています（95頁・404頁・580—3頁）。とすれば、現実に耕作が拒否され実際に投資制限がなされている場合に絶対地代は成立するということになるのではないのでしょうか。

2)日高さんもそうですが、大内さんは、絶対地代成立の根拠を劣等地の土地所有の力の発揮に求められています。ですが、優等地の耕作拒否によって生ずる絶対地代というものを考えることはできないのでしょうか。

絶対地代は耕作拒否による供給制限故の市場価格の上昇によって成立します。とすれば、それが、供給制限故の価格上昇をもたらず限り、限界地の耕作拒否であろうと優等地の耕作拒否であろうと事態は同じになります。とすれば、優等地の耕作拒否故に他の耕地に生ずる地代増分も絶対地代と規定しうるのではないのでしょうか。勿論、絶対地代の本源的規定は「タダ」では貸さないという限界地の地代要求にあると思います。ですが、タダでは貸さないということは、0.00001円では貸すということを意味する訳ではないと思います。0.00001円でなく3,000円なら貸すという場合には、すでに、タダでは貸さないという質的問題は、2,000円では貸さないが3,000円なら貸すという量的問題に転化しています。とすれば、B地の土地所有者が差額地代分33,600円（7表, 568頁）では貸さず、それプラス α を要求して耕作を拒否するという場合も想定しうるのではないのでしょうか。B地の土地所有者がプラス α を要求する理由としては、需要減少または技術改良による供給増大の故に超過利潤が減少したにもかかわらず地代低下は認めない場合等が考えられます。

③ 独占地代について（580—1頁）。

マルクスは独占地代を二様に規定しています。④市場価格が土地所有による投資制限によって価値以上に上昇した場合のその差額、⑤特殊な品質の葡萄等の独占価格に基づく地代、と。大内さんは、氏の絶対地代論を踏まえ④を否定されています。賛成です。ですが、そのことは必ずしも直ちに⑤は正しいということの意味する訳ではないと思います。大内さんは、「特殊な品質の葡萄」の価格は生産価格によって規制されるものではないと言われていますが、本当にそうでしょうか。その葡萄の価格がいくら高くなって、例えば、ダイヤモンドと同じ価格になって、追加供給をしうる投資は存在しないと本当に言えるでしょうか（参照、春田素夫「第IX章地代」、『資本論研究入門』、東大出版会、286頁）。

④ 資本主義と土地所有。

大内さんは、土地所有は資本主義にとって歴史的前提をなす、だが、それは、単に古いものが残っているというようなものではなく資本主義の下においても根拠を有するものとして再生産されている、そして、その根拠は地代論の展開を通じて解明される、とされています（597—605頁）。上述の要約の限りでの大内説は支持されるべきだと思います。ですが、大内さんは、それを超えて、「土地所有のないところから出発し」「資本の運動法則自体が土地の私的所有を必然的につくり出す」ことを明らかにしなければならぬ、とされています（前著『地代と土地所有』、東大出版会、221—4頁）。確かに、大内さんは、いらぬ誤解を避けるために（参照、「資本主義と土地所有」、『社会科学のために』第3号、時潮社、7頁）、本著『経済原論』では前著のように「つくりだす」・「生みだす」とはいわず「措定」するという（605頁）等、叙述を改善されていますが、自説をマルクス・宇野の土地所有の位置づけを修正するものとしてではなく否定するものとして主張されている限りでは、依然として疑問が残ります。

1) [154] 項（531—5頁）において、大内さ

んは、あたかも利潤率均等化法則の実現のために土地所有が「措定」されるかのような論述をされていますが、余りに論理主義的すぎるのではないのでしょうか。

2)大内さんは、商業資本や銀行資本を歴史的に先行する商人資本や「金貸資本」から転化したものとしてではなく、産業資本の運動から論理的に展開されたものとして説かねばならない、と言われています(『経済原論』599頁、『地代と土地所有』224頁)。賛成です。だが、土地所有も同様に、と主張されるとしたら反対せざるをえません。なぜなら、商業資本・銀行資本は産業資本の分化・自立化したものであり、それ故、産業資本の運動から展開しうるのに対し、土地所有はけっして資本の分化形態ではなく資本の外部にあるものだからです。この点は大内さんも重々承知で、前掲「資本主義と土地所有」ではこの点に触れ、原理論で資本の運動を通じて土地所有が資本の外部におかれるということを論証しなければならない、といわれています。ですが、資本の内部にある商業資本・銀行資本の場合にはその外的自立化が問題になるのに対し、資本の外部にある土地所有の場合には、その地代形態を通じた資本への包摂が問題になる等、展開の軸が逆になるのではないのでしょうか。また、このことは、資本主義が3大階級(または2.5階級)からなるということと関連したことだと思います。

3)土地所有の外的性格を考えるならば、資本主義における土地所有の位置づけは何よりもまして労働力商品の位置づけと類比的に捉えられねばならないと思います。とした場合、労働力商品が資本にとって論理的にも前提をなしその再生産の機構が蓄積論で解明されるのと同様に、土地所有も資本にとって前提をなしその再生産の機構が地代論で解明される、ということになるのではないのでしょうか。すなわち、地代論の展開を通じて、前提されたものを「措定」するのではないのでしょうか。

司会 大変立入った問題提起をしていただき有難うございました。つぎに、大内先生にご回答

をお願いしたいと思います。

大内 おそらく一番皆さんの間で議論になるのが、今の最後の土地所有の扱い方かと思います。今の青才君の問題提起は私はちょっとひっかかるのですが、もちろん私も土地所有は商業資本や銀行資本と全く同じだと考えているわけではありません。しかし、ある意味ではこれも一種の分離のロジックで説明されるものだと思うのです。さっき労働力と同様に土地——労働力と同様にという場合、土地なのか土地所有なのか、ちょっとデリケートだと思うのですが、ともかくそれらが資本にとって外的だというのはその通りでしょう。ただ労働力と違って土地はもともと自然の一部なのですね。ですから歴史的な前提をひとまず全部おいて考えれば、そしてそれが資本にとっていくらでも無限に与えられているという条件があるとすれば、資本は土地を無償で占有し、これを利用できる、そういう関係を本来もっているわけですね。ところが、土地は有限である、しかもその自然的条件に差があるとすると、資本がそういう自然に存在しているものを占有して利用してもそこに必ず超過利潤ができる。超過利潤ができるとこれは人為的、目的論的説明にすぎるといわれますが、註31で説明しておきましたように、資本の競争を通じて必ずその超過利潤を外に出さなければならないようなメカニズムが働く。こういうように、資本の競争が固定的に生ずる超過利潤は必ず外化させるというロジックをもっており、その外化されざるをえなくなった超過利潤が、土地所有というかたちになって資本の外に出てくる、というのがここでの考え方なのです。だから、土地所有は封建社会からもあったといえませんが、資本主義の枠組の中で考えると、もともと労働生産物ではない、従って本来は私有財産でもありえないものが、資本主義の中では必ず資本に対立した私有財産として確立され一定の価格をもったものとして現われてくる。そのロジックが何であるかということを考える必要があるのです。ですから、土地所有は、商業資本や銀行資本と同じ意味で分化独立すると

はいえないでしょうが、資本の競争自体が外部に作り出す関係という意味では一種の分化のロジックで説明されるだろうと思うのです。そうしないと、逆に、土地所有の扱いが原論として厄介になってくるのではないかな。例えば、分配論は総資本によって獲得された剰余価値がさまざまな諸資本の間に分配される関係を明らかにするという時に、さまざまな諸資本のうちには、土地所有が実際には入っているわけですね。だから、土地所有というのは必ずしも3大階級というものではなくて、所有者階級あるいは支配階級の一部には違いないが、単に地代を消極的にうけとる——絶対地代の場合異なりますが——だけで、それ以外の機能を何ももたないものとして措定されるわけですね。そういう意味でこれは一種の受け身の階級とっていい。しかし、土地所有が資本主義にとって必然的なものであるということはいわなければならない。それはどうやっていえるかというと、資本自体のロジックによって土地を利用する権利が外に押し出されて形成されるという点を説くことによってであると考えられる。もちろん、現実の問題としては土地所有は資本主義よりはるかに以前から存在する、それがどこかで歴史的には資本主義とくっつくわけです。そのくっつく過程はおそらく資本の原始的蓄積の過程だろうと思います。

青才 大内さんも、労働力なり労働者なりを資本の運動が作り出す、とはおっしゃらないと思うんです。土地所有は、商業資本や銀行資本と比べればまだ労働力商品に範疇としては近く、労働力商品を論理的にも現実的にも前提にしないと資本が説けない、というのとアナロジーでできるような事情がそこにはあるんじゃないでしょうか。

大内 労働力が資本の外にあるというのは、一番基本的には、社会科学は社会を問題にしているのであって、労働者は人間でまさに社会を形成する主体ですね。資本主義はそれを物化したかたちにして外からそれを支配する。だから実際は、労働力は資本の外にあるといういい方を

するが、あれは本当は反対なんで、資本が労働力の外にあるといわなければいけない関係なのですね。ただ原論は資本のロジックからアプローチするから労働力が外にあるということになるにすぎないのですね。こういうわけで、労働力の方はまさに社会の主人公なのですが、土地というのは単に自然に与えられたものであり、本来空気や水などと同じように、経済の前提にすぎない。ただそれがたまたま有限であり、しかも自然的条件に差があるという属性をもっているために空気や水とは違う扱い方をうけるといだけのことなのですね。そういうわけで、ただ資本の外にあるという点では労働力も土地も共通点をもっているともいえるけれども、外にあるということの意味はまったく違うのじゃないですか。労働力の場合は、単に自然的な存在だから資本の外にある、というのではなくて、まさに資本の単にすぎまにある存在にすぎないという外在的性格をあらわしている。労働力はそういうものとして外にあるのですが、土地はそういうかたちで外にあるわけではない。

永谷 労働力の商品化によって資本主義は確立する、その場合の労働力の商品化というのは当然土地が労働者にとって排他的に所有されている、労働力が利用を排除されているという事態を伴っているわけですね。そういう意味から言ったら、労働力の商品化があって原理論が成立すると言った時にいわば資本対労働の外枠として当然土地所有というのがある。だからやはり階級関係としたら直接的には資本・賃労働関係だけれども、資本主義社会としては三極構造にならざるをえない、と言っていいかと思う。労働力と土地とが資本にとって同じように外的だ、というように言いますとそういう三極構造がわからなくなるかんじももつんですね。青才君が言おうとしたのは僕の発言と同じようなことかもしれないけれど。

大内 労働力が商品として成立する時には土地が排他的な所有物になっているということは確かですが、それを宇野説のように理解するのは不十分でしょう。宇野説はご承知のとおり原

始の蓄積でそれが確定してしまう、だから原論はそれを当然に前提すればいいという議論ですね。しかし、はじめに原始的蓄積という、16～18世紀にみられた事実があったとしても、問題は労働力が絶えず労働力として再生産されるためには、絶えず土地が排他的でなければならない点にある。この、絶えず排他的であるという関係がどうして維持されるかという、16世紀にたまたまそれができたからなんとなく今日までそれがつながってきたというのでは説明にならない。やはり資本主義自体の中に絶えず土地を私有財産化していくメカニズムがなければおかしい。そのメカニズムを説くのが原論の仕事だといいたいのです。

永谷 ええそれはそれでいいんですが、労働力の商品化を資本自身が再生産していけばおのずと土地所有の排他的所有も再生産されていくというふうになっているんじゃないかなあ。だから地代論を通してそれが論証されるというふうに言われるとちょっと……。

大内 その点日高君が変な理屈を書いていますね。最初の段階は土地さえあればある程度生活できたはずだから、土地が私有財産であってただでは使えないという事実をいうことは、意味があるかもしれない。しかし、その後のことを考えると、どのみち、土地だけあっても労働者が自分で働いて自分で生活することは不可能だから、労働力の商品化ということと土地私有ということをあまり強く結びつけるのはまちがいだ、というのですね。しかし僕は必ずしもそう思わない。あまり具体的にどういうイメージで議論するかということをやりますと話がわかりにくくなるのですが、やはり土地が私有財産であってそれが一定の価格をもっている、従って土地を利用しようとすれば金を出して土地を買うか、もしくは地代を払って貸りなければいけない。しかもその地代の水準というのは一定の資本投下を前提としたものとして規定される。ただ無所有の者がくわを一本もって行って土地を貸りて耕作しても、地代が払えるわけではない。だから、労働者が土地から排除されていて、

その結果として労働者として再生産されるという関係を説くためにはやはり、土地が価格をもち地代を要求するという関係をいわなくてはならないだろうと思うのです。それこそまさに土地所有の意味でしょう。

あるいは、通説を正そうと思って少し強くいすぎて、土地所有を資本が作り出すといったこともあったので、余計話が紛糾したのかもしれない。私の真意はいま申しあげたようなことなのです。

樋口 さっきの話ですが、資本の分化論とある意味で似た面があるというふうにおっしゃったかと思いますが、分配論を先生は支配階級の内的構造論としてもおさえておられるわけですね。そういたしますと、支配階級が最初は資本家なんだけどそれが分化していくと、そういうような意味で土地所有をおさえられているんでしょうか。

大内 その点は、どこかに書いておいたはずですが、原論では土地所有が分離するということはいえるのですが、土地所有者階級ができるということは非常にいいにくい。

永谷 ああそれは言えないですね。

大内 だから土地を買う資金がどこからでくるかということも積極的に原論の中では説けない。ここでも僕は非常に漠然と、原論の枠組みの中で考えるとすれば遊休貨幣資本で土地を買うのだという以外にいいようがないとしています。それを降旗（節雄）君は逆手にとって、資本家が土地のために投資をするのはナンセンスだと一所懸命かみつくのですが、必ずしもそう積極的にとられるような意味ではない。原論では土地所有者階級というのは規定しようがない、ただ、原論の枠組みの中では貨幣なり資金が土地所有にも入る以上、貨幣市場から資金が流動するとかいいようがない、ということをしているだけのことです。そういう意味で、土地所有者という存在は、原論の枠組みの中ではいいようがない。それは土地所有者というのは三大階級とはいいいながら、原論の段階ではいわず資本の付属物であり、資本家のもっている

性格の一部分が抽象的に分化したような規定しか与えられない、ということの意味するわけです。

永谷 そうすると、純粹の資本主義社会では地主はいわば中にいなくて外にいるような……。

(笑い)

大内 非常に曖昧なんですね。外にあるようでもあり内にあるようでもある。しばしば資本家と兼ねていてもさしつかえない。そのへんいろいろ考えても一番行き詰まるのは、土地購入資金なのですね。土地所有者というからには土地を買ったと考えるか先祖伝来もっていると考えるかしかないでしょうが、先祖伝来もっているというのは単なる歴史になってしまう。そこで買ったとすると買う資金はどこから出てくるかという点は原理的には、社会的に形成された資金の一部としかいいようがない。607頁の註105で、土地所有についてはいえるが土地所有者については積極的にいわない方がいい、とやや逃がっているのはそのためなのです。

さて、次の問題は差額地代の第2形態の扱い方です。これも日高君や青才君がいうように第2形態というのはすべて限界地の差額地代だと割り切ってしまうと、ある意味ではすっきりします。しかし私は第1形態でも第2形態でも、二重に説明すべきだと考えている。一つは——宇野先生との議論でいえば——結果としての地代であり、もう一つは過程としての地代です。その両側面を明らかにしなければならぬと思うのです。たしかに、第2形態をいきなり結果のところへもって行ってしまっ、日高君のようにある過程の進行の最後におちつくところはどこかといえば、限界地の差額地代にならざるをえない。しかし、そこへいく途中で追加投資が重ねられていけば、それに応じて追加投資が行われた土地については地代量に変化する。こういう一つの過程を考えると、マルクスが考えたような第2形態も一応成り立つこととなります。つまり市場価格水準は変化しないで、追加投資によってそれぞれの土地の地代が変化するという関係は説きうるし、説いておいた方が第

2形態の運動を明らかにする意味でいいのではないかと考えたわけです。ただここで第1形態、第2形態、限界地の差額地代というふうに3本柱にしたのは、いわれれば確かにまずかったのかもしれませんが。第1形態、それから第2形態として、第2形態の中で限界地の差額地代をいっぺんに説いてしまった方が格好としてはよかったのかもしれませんが。ただ、そうすると差額地代論というのが三本柱にならなくなる(笑い)から、柱をもういっぺん考え直さなくてはならなくなる。

青才 限界地の第一次投資が先になされ後にそれよりも生産性が高い優等地への追加投資がなされるというのは一種の錯誤投資ではないでしょうか。

大内 あらかじめ全部が資本家にわかっているとすれば、おっしゃるとおりです。しかし地代の変化をいう時に常にそういうことを前提する必要はないでしょう。優等地の資本家が第2次投資をしないうちに最劣等地まで耕作がすすみ、そのあとで第2次投資をやってみたら、なお超過利潤が生じた、ということは十分ありうる仮定でしょう。ただそれが一般に普及して、その結果限界地が脱落してしまえばまた条件が変わってくる。だから第2形態というのはかなり限定的な条件を付して考える以外にないということにはたしかです。ただ、ことのおこりはこういうことにあったのです。すなわち、私にとっては宇野先生との論争が一つの引き金になっているわけですが、宇野先生の場合には、ご承知のとおり、第1形態の差額地代は結果であって、第2形態のそれは運動ないし過程であるという形の整理がおこなわれているように思うのです。本当に宇野先生の地代論がそうになっているのかどうかはわからないのですが、「資本主義と土地所有」という論文ではそう書いてある。だけど私はそうではなくて、第1形態も過程をあらわすと同時に結果もあらわしている、第2形態も過程をあらわすと同時に結果をあらわしている、しかも両方は絶えず絡みあう、つまり第2形態が第1形態に還元されるという運動を絶えず含

みながら展開していく、こういうかたちで整理しようとしたわけで、第2形態は経過であり、最劣等地の差額地代は結果である、というふうに位置づけているのです。

青才 第2形態の第1形態への還元という問題は、追加投資の生産性が第1次投資よりも高い場合に生ずる訳ですから、見方を変えればはじめから第1形態だといってもいい訳ですね。そこで、狭義の第2形態の還元というのは……。

大内 いや狭義の第2形態の場合には還元ではないわけです。ただ宇野先生みたいに整理すると還元という問題がおちてしまうのですね。ですから宇野先生式の整理に従えば、第2形態の差額地代は絶えず累積されていくことになる。投資がおこなわれるたびに差額地代が累積していくような形になる。しかし、資本は条件如何によって、より劣等な土地へ投資することもできるし、優等地に第2次投資をすることもできる。そういう自由な選択を絶えずやっている。そしてある条件が与えられると第2次投資も第1次投資に還元されてしまうのであって、第2形態として展開した地代が結果においてはまた第1形態にもどっていく。そこから出発してまた追加投資がおこなわれて、またそれが第1形態に戻っていく。こういう運動を絶えず繰り返している——。そういう運動過程をうまくつかまえられるかと思って、入れてみたんです。少しおさまりが悪いことはおっしゃるとおりなのですが、このへんをどう整理したらいいのかまだよくわからない。第2形態の差額地代論なるものが、マルクス・エンゲルス以来実に錯雑していてどうにも整理がつかないで閉口したのですが、ともかくここまで整理してみたわけです。あるいはもう一つ日高君みたいに割り切ってしまう手もあるのかもしれません。

小湊 日高・青才説というのは資本は合理的なビヘイビアを絶えずとるものだというを前提にしている。そういう考え方からすると、劣等地への投資よりも第2次投資の方が生産性が高い場合には大内先生みたいにやるのは錯誤投資みたいになっちゃうんじゃないだろうかとい

う感じなんです。

大内 あらかじめ第2次投資の方が生産性が高いということがわかっていれば、むしろ劣等地に投資したのは錯誤投資でしょう。しかし、これは時間的な経過をあらわしているわけだから、ある一定の投資条件なり技術条件でD地ならD地まで耕作する、そこから出発して需要が増加したらどういふ投資ができるかという選択になるわけですね。その場合にはE地、つまりより劣等な土地に投下をするかあるいは優良な土地に第2次投資をするか、この二つの選択は、前の、劣等地まで耕作された時と同じ生産条件なり技術条件であると決める必要はない。

青才 D地に第1次投資をした場合とA地に第2次投資をした場合とは時間も違って技術も違って可能性があると大内さんは言われるわけですね。でも、技術が変わる、条件が変わるといふことになると、表が二つならぶんじゃないくて、切れてはじめての表だということになるのではないのでしょうか。

大内 そういう意味ではこの表は変ですね。投資を100+100と書いたのは、確かに違った2枚の表を重ね合わせてしまっている感じがある。(558頁の第7表)。しかし、10万円+10万円というのは、このプラスのところには実は時間が入っている。そうしないとひとまとめに20万円投下したのと同じことになってしまうでしょう。

ところで、絶対地代のところの、青才君のいわれる優等地の耕作拒否というのは意味がよくわからなかったのですが、優等地にも耕作されていない土地があるということですか。

青才 そうです。

大内 優等地にも未耕地があるわけ……。

青才 未耕地というか……。例えば、今までは耕作されていたのだが、土地所有者が来年はこれこれの地代を支払わないと貸さないと行って、資本家の方は納得しないで、そのまま誰にも貸し出されない状態が続くというような場合を想定しているのです。

大内 それは土地所有者としては、それこそ不合理な選択じゃないかな。借地人を追い出して

しまえば地代は一文も入らないわけでしょう。
青才 それはそうです。ですから、そういう土地所有の力の発揮には限界があるということは確かです。ですが、借地期間の問題を考えれば、それは現実にも起こりうることだと思います。

借地期間が短かくて、超過利潤が生ずればすぐ地代化されるというメカニズムがあるんだったらみんなただで貸して、一円でも超過利潤が生ずれば即刻地代化するということにもなるんでしょうけれども、借地期間の問題がある場合には、今年は地代は得られないけれどももう少しふっかけようという場合もあっていいと思うんです。

大内 そういうふうに考えると絶対地代はとも理解しにくくなりますね。というのは、限界およびそれ以下の土地＝これから耕作に入る土地は、理論的には量的に無限としておかなければならない。だからそこにはたくさん土地所有者がいるわけですね。その土地所有者は資本家に貸し出さない限り実入りはないんだから、極端に言えば一銭でも入れば貸してもいい。そういう競争を絶えず続けているとも考えられる。しかし逆にもし最劣等地以下のたくさんある土地所有者が全く同じ資格で競争しているということになると、詭弁でいう、同じ量のまぐさの山が二つあるとロバが飢え死にするというのと同じように、どの土地所有が耕作圏に入ってくるかは規定できなくなってしまう。極端に言えば、もし全く平等の条件で競争しているのならすべての土地がいったん耕作圏の中に入ってくるとも考えられるし、どれも入ってこないかもしれない。だから、絶対地代を考える時には、最劣等地の土地所有者は事実上たくさんいるのだが、たまたまその一部の者が何らかの理由によって、資本家によって選択され、土地を貸してくれないかという申し込みをうけるという形で考えるしかない。

青才 その「何らかの理由」というのは地代要求額の相違なのではないでしょうか。限界地の土地所有者は全員一律の地代要求をしているのにある土地が資本家によって選択されるのです

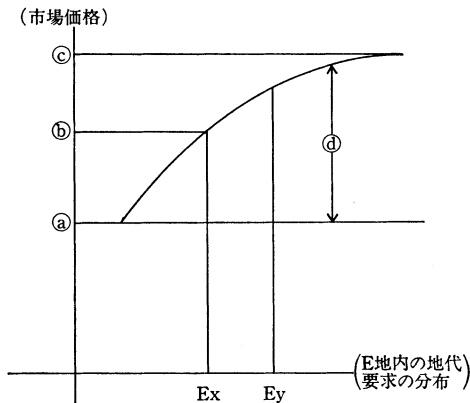
か。

大内 一律の要求をしているとはいえないでしょう。というのは、絶対地代の高さというのは、ある幅の中でしか決まらない。ゼロよりは大きいけれどもある上限よりは小さい、つまり優等地の追加投資で規定される上限よりも小さい、といったある幅をもって決まるわけですが、幅の中のどこで決まるかといえ、その時々々のネゴシエーションで決まるしかない。その場合には、たまたまある一部の土地所有者が資本家から、この土地を貸してくれないかというオファーをうける、そこで“これはおれの土地だからただでは貸さない”、“ではいくら地代を払ったら貸してくれるか”と、いったネゴシエーションがおこなわれる。資本家としては、そこであまり大きい地代を要求されれば、それなら別の土地所有者に頼む、という選択をできる幅はある程度残っているでしょう。しかし、完全に未耕地の土地所有者が同じ資格でもって競争しているというふうに、日高説的に考えると……。

青才 いや日高さんの場合にはむしろそうじゃなくて、限界地の土地所有者は、様々な地代要求をしていると想定されているのではないのでしょうか。

大内 だけど限界地の中の未耕地で、耕作を拒否しているものがあるから地代ができる、というのでしょ。

青才 ええ。限界地(E)の土地所有者の地代要求が図のように0~0.4万円の範囲でバラついている場合には、市場価格が上昇するにつれて、0.3万円以下の地代でいいという土地は耕作され、それ以上の地代要求をしている土地は市場価格の状態から言って耕作されず、それ故、市場価格は2.46万円になる。そして、0.3万円以上の地代要求をしている土地所有者がそれ以下の地代での耕作を拒否しているが故に市場価格は2.46万円になるのだから、限界地の内の未耕地の土地所有の力が、耕作されている限界地の絶対地代および優等地の地代増分を生み出している、ということになると思うのです。日高さんは、このように、限界地の地代要求のバラツ



- ①……E地（限界地）の個別的生産価格（2.4万円）
 ②……現時点での市場価格（2.46万円）
 故に、現時点での絶対地代
 $= (b) - (a) \times E$ 地での収量 $= 0.3$ 万円
 ③……B地（優等地）への追加投資の個別的
 生産価格（2.48万円）
 故に、B地が無限にある場合の
 E地の絶対地代の上限
 $= (c) - (a) \times E$ 地での収量 $= 0.4$ 万円
 ④……E地の土地所有者の地代要求額 \div E地の収量

キを考慮しておられるのだと思うのです。そして、私は、限界地に地代要求のバラツキがあるとすれば、優等地にも市場生産価格的に決まる地代から追加投資か何かで限界づけられるまでの地代要求のバラツキがあってもいいのではないか、限界地Eに0円から0.4万円までのバラツキがあるのだったら優等地に x 円から $x + \alpha$ 円までのバラツキがあったっていいじゃないか、と思って、優等地の耕作拒否というものを考えてみたわけです。

ある意味では、日高説的にやるとすれば当然優等地の耕作拒否にまで進まざるをえないのではないかと考えたわけです。

大内 限界地以下の土地所有の地代要求にそういうバラツキを考えると、日高君の説は、先に市場価格の水準を決めておくのではなく、地代によって市場価格が次第に引き上げられてくる、というふうに考えることになりはしませんか。

青才 いや、そうではないと思います。はじめは市場価格はうんと上がり、0.3万円未満の地代要求をしている土地が耕作されただけでは、そこにおける供給増加だけではまだ市場価格は

収束せず、0.3万円の地代要求をしている土地が耕作にはいると、そこからの供給によって市場価格は2.46万円まで下がって動かなくなる、というのだと思います。

大内 そうということになると、この限界地（Ex）が耕作に入る時に要求する地代の高さによって絶対地代が決まってくることになる。（Ey）が幾ら地代要求しているかということとは無関係に。

青才 ただ、（Ey）の地代要求は（Ex）の地代要求より上です。下だったらば、錯誤がなければ耕作されているはずですから。だから、E地の土地所有者全員が幾ら幾らで貸します、と看板を下げていて、低い方から順番に借りられていくという想定になると思います。

大内 そうだとすると、596頁の註94に関連するのですが、僕の場合には絶対地代の高さがどこに決まるかということが頭にある。だからさっきの図で言えば、0.3万円のところに絶対地代が最終的に決まるとすると、この高さを決めているのは、まさに耕作に入るところの土地が耕作に入る時に要求する地代であって、他の土地所有者がどういう地代を要求しているかはどうでもいいことでしょう。

青才 言い方の問題かも知れませんが……。E地が全て耕作されれば市場価格は2.4万円になる、だから、0.3万円以上の地代要求をしている土地は耕作されないということが市場価格が2.46万円であるという状態を作り出している、といたいのです。

だから、入る時に拒否権がものをいうんだけど拒否権が本当にものをいったら入らないんだ、という言い方になる訳です。

大内 絶対的拒否権ならそうでしょう。ここで拒否権という意味は、これだけ地代を払わなければ耕作を許可しませんよという意味です。だから、拒否権の発効というのはよくないかも知れない。正確に言えば、拒否権が消滅する時の水準だ。

青才 ただ、（Ex）で、拒否権が消滅することによって絶対地代が得られるのは残余の土地所有

者が拒否権を行使しているからではないでしょうか。

大内 それはそうです。ここに書いたように(註94)、「未墾地の土地所有の耕作拒否=只では土地の利用をゆるさない、という事実が絶対地代の成立をもたらす」ということが前提であるのは当然だけれども、「一般的事実が前提されていることはいうまでもないがそもそも借地人がその一部を借り入れようとしない限りは、『拒否権』も発動のしようがない。そしてその借入れが現実化するときはずっと地代が要求され、それが穀物の市場価格をつりあげるのである。」ということですよ。

青才 でも、市場価格は、借入れが現実化して供給が増えることによってむしろ引き下げられて、2.46万円に止まる、ことになるのではないですか。

大内 それはそう考えてもいいのです。価格をつり上げる、といったのは結果においてです。つまり絶対地代がゼロの時に比べて市場価格がつり上げられた水準に決まる、ということです。その点では君とあまり違ったことを考えているわけではない……。

小湊 市場価格としてはどういふビヘイビアを具体的に取るものと考えたらよいのでしょうか。つまり、一度つり上がったのが2.46万円に収斂してくると考えるのか、それとも少しずつ上がって2.46万円に収斂すると考えるのか、どちらなのでしょう。

大内 おそらくある程度上がるのでしょう。そしてごく少量の追加生産でもって市場価格の水準が下がってしまえば、少量の絶対地代しか払われないうすむわけです。そこは、こう理解してよいわけです。土地所有者の地代要求の方は別にきちんとした基準があるわけではなく、ゼロ以上で無限大でありうるわけですね。その場合、市場価格が例えば3万円まで上がれば、3千円より高い絶対地代が支払われうるようになりますね。しかしこの土地が耕作圏に入れば需給関係で価格は2.46万円まで押し下げられることになる。そうすれば地代も3千円まで下らざ

るをえないでしょう。もっともその年はすでに契約済みなら翌年から下がるということになるはずですよ。しかし、需要が非常に強くて、もっと多くの未耕地が入らない限りは需給が安定しないということになれば、絶対地代はもっと高くなるかもしれない。より高い地代に固執している土地所有者までが耕作圏に入らなければならないからです。それは僕の理解では、まさに未墾地が耕作圏に入る、その瞬間に地代が決まる、という理解をより具体的に説明したものです。

伊藤 大内先生のおっしゃり方は、未墾地を耕作圏にとり入れるに際しては、絶対地代の相場をつけるのは借り手のような言い方ですけれど、青才君の方は、拒否権をもつ地主の方だというふうに、反対のように聞こえるんですが。

青才 土地所有者は勝手にバラバラに地代をつけているのだけれども、そのどこまでが耕作圏に入るかという点は資本家によって、言い換えれば需給供給の関係によって決まる、また、いくら待っても誰も借りにこなければ貸し手としても下げざるをえない、ということにもなる、と考えていますから、必ずしも、地主の方が決めるとは言えませんが。

大内 仮に逡増的な地代要求を想定すればそういうことになるでしょうね。しかし僕は必ずしも地代要求が逡増的に並んでいるとは考えていなかった。さっきいったようにもう少し偶然的だと考えていたのです。しかし、それでもいいのではないかな。例えばある時点において、極端に言えば一単位だけの限界地が耕作圏に入るということを見ると、資本家は偶然的にある土地所有者にたいして土地借入れをオファーする。そこでネゴシエーションがあって、ある地代額が決まる。それは必ずしも3千円に決まるということではなくて、ある幅の中のどこかで決まる。それでひとまず暫定的な絶対地代が生じるのですね。しかし翌年は価格関係によって地代は3千円まで下がるをえなくなるし、もしその地主がそれに背んじなければもっと安く土地を提供するという土地所有者に乗りかえ

られるでしょう。そういう関係を背後に想定しているのですが、いずれにせよ絶対地代を決めているのは今まで未耕作であった土地が耕作されるという時に絶対地代が決まる。だから、その土地所有が決定権を握るといい方になるのです。

青才 大内さんは土地所有の拒否権を発動していた土地が、それを解消して供給した量が地代額を決めている、と言われている訳ですか。つまり、拒否権が決めているのではなくて……。

大内 拒否権が解消する条件によって決まるといえばいいでしょう。

青才 今の問題と関係するのですが、大内さんの場合、日高さんの過渡的差額地代、個別的生産価格が二段になっている場合にその真中で需要供給の関係で決まる地代というものは認められるんですか。

大内 それは認めてもいいのだけど、強いてそんなことをいう必要があるのかな。

青才 ただ日高さんの場合は、耕作拒否がないのに市場価格が2.46万円になった場合には過渡的差額地代で、耕作拒否があるがゆえにそうなった場合には絶対地代だと、言われています。絶対地代は耕作拒否があるが故に生ずるという点の強調とのからみで、過渡的差額地代というものを考えられている感じがするのですが。

大内 もともと第1形態で考えても第2形態で考えても追加投資による収量の変動というのはディスコンティニュアスなはずだから、過渡的差額地代みたいなものができるのはある意味では当然ですね。ただ、それをそんなに重視することができるか、ということです。あんまり強く一つの独立の範疇みたいなかたちで理論の中に入れるのはどうかと思うのです。とくに、その機能ということになるとどうなのかな。日高君はそこからすべての土地に絶対地代が成立する、という結論を出すわけでしょう。そうすると優等地の絶対地代というのはやっぱりカウツキー的に考えているわけだ。

青才 カウツキー的というのは。

大内 量的にそれぞれの土地の収量に応じて異

る量をもった絶対地代です。しかしそういうふうにする必要がどこにあるのかしら。

青才 今までこういうシェーマがありますね。価格が地代を決める場合には差額地代で、それに対して地代が価格を決める場合には絶対地代だ、というシェーマが。日高説なり僕なんかの場合、地代要求による耕作拒否が需要供給の関係を、そうでない場合よりは変えて、そしてその人為的な価格引き上げ分が絶対地代だ、ということになるわけです。だから価格が地代を決める、という限りでは絶対地代だって同じなんだという発想があるわけです。

永谷 僕は青才説がよくわからないけれど、青才君は、地代の要求によって価格が規定されると言った時には、ただべらぼうに上がるというんでは意味ないわけだから、上がってもあるところで止まるということを言わなくちゃいけないわけでしょう。そのために耕作拒否とか何とかいう議論になるわけでしょう。

青才 上限の方は追加投資が無限に可能であれば耕作拒否をしようにもできないわけです。それから、耕作拒否をする限り地代は得られないわけで、そんなに耕作拒否を続けられるわけではない、という限界もあります。

大内 だんだん議論していると言葉の問題になるような感じですが、もう少し捉え直すと、耕作拒否というかわないかはどっちでもいいような気がする。問題は、優等地に絶対地代を認めるか否か、ということですね。それにたいして僕は二つのことをいっているわけで、一つは、限界地に絶対地代が生ずる結果として、確かに優等地の地代は増えるが、その増加のメカニズムはまさに差額地代ですね。つまり市場調整価格が上がった結果として優等地の地代が増えたというだけのことであって、市場調整価格がいかなる理由で上がろうとも上がりさえすれば優等地の地代は増えるわけです。だからこの増分をわざわざ絶対地代であるとかないとか区別する必要はないだろうという、メカニズム論が一つ。それから、その市場調整価格を決めるのはあくまでも最劣等地であって、それはロジカル

にいうと、地代なかりせばこれだけの価格であるはずだが地代があるためにより高い価格になっているというロジックになっている。その地代なかりせばという話は最劣等地についてのみ議論できる。その二つを組み合わせれば、絶対地代は最劣等地の問題であるといっておけばいいので、別に優等地に絶対地代があってはならないとまではいう必要はないにしても、わざわざ議論する意味がない。それがもともとの発想だったのですが、そこへ日高君が新説として、未墾地の耕作拒否という議論をもちだしたので話がややこしくなってきたのです。しかし、僕はやはりこの答でよさそうな気がする。

青才 優等地の場合、価格がある水準であるがゆえにそれと個別的生産価格との差額が地代になる、というのはいいと思うんです。ですが、その価格が、限界地の個別的生産価格に規定された価格なのか、それとも限界地の地代を含んだ価格、それ故、市場調整の価格であることは確かだけれども市場生産価格とはいえないものになっている価格——個別的生産価格が裏側にあるものじゃない価格——なのかという区別は言っていないと思うのです。だから市場生産価格と個別的生産価格との差であれば差額地代で、市場生産価格ではないところの市場調整価格と市場生産価格（限界地の個別的生産価格）との差だったら絶対地代だ、というふうに言えますか。

大内 それは限界地で区別しておけばいいことでしょう。優等地の地代をいう時には優等地の個別的生産価格と市場調整価格との差である、ということとしてしか規定できない。それから、優等地の耕作拒否という話はまだよくわからないのですが、さっきいったように変につむじまがりの計算をする地主がいれば別だが、普通だったら地主が高い地代を要求をして、その資本家を追い出して他の資本家をつれてきてみても、それが法外の要求であればどのみち地代はとれないのみか、かえってゼロになってしまう。ということは投資を拒否する意味がないということです。そういう点からいえば、優等地には土

地所有の制限はないことになる……。

それから、青才君の考えもひとつの考え方だと思うけど、その前提の地代要求がバラバラであるという場合に、そう固定的にバラバラであると考えていいのかどうかという問題が一つありますね。

青才 ええ。

大内 当初はこしだめに5万円とっているかもしれないが、いざとなったら、いや2万円までまけてもいいということになるでしょう。もともと借り手がつかなければ只なんだから。

さあ、次にすすみましょう。独占地代というのは、原論の中に本当に入れる必要があるのかどうか問題だと思う。というのは独占価格というのがそもそも原論的には規定できないのだから、その点からいえばそんなものは入れなくてもいいのかもしれない。ただマルクスが独占地代を論じているし、従来の絶対地代論は価値の上限をこえると地代は独占地代になるといったり、それから僕みたいに資本構成の差を無視する議論は絶対地代を独占地代に還元してしまうものだ（笑い）と反論したりといったいろいろの話があるので、その点を少しはっきりさせるためにふれただけのことです。おそらく自然的な制限が非常にきつくてこの点マルクスのいい方も少々強すぎるのかもしれませんが絶対的にも追加生産ができない、そこで買手次第によって幾らでも価格が高くなりうるといった商品を考えるとするれば、ちょうどモノリザの値段を考えるのと同じだから、原論の対象にはそもそもならないといった方がいいのかもしれないと思うのです。だからこの話はいわなくてもいいという問題提起なら、その通りでして、ぼくもややダメ押的にふれたにすぎない、と理解していただきたいのです。

司会 では次にそのほかの討議に移りたいと思います。

大内 書いてみて案外わかりにくかったのは、制限された自然というのをどう規定するかということで、これはいささかもてあましてしまった。はじめは何となく独占されうる自然力とい

うのと制限された自然というのとは同じことで、自然条件に何らかの差があり、特定の条件の自然を利用すれば生産性は高まるという場合を一般的に制限された自然といえはすむと思ったのですが、509頁に書いておいたように、「沿岸をのぞく海面における漁業」＝公海上の漁業みたいなものはどう考えていいかといった問題が出てくるのですね。公海上の漁業にも確かに生産性にはものすごい差がある。しかし地代は生じない。何故だろうかという、おそらく特定の海面を独占できないからなのでしょうね。

永谷 そうですね、私有権が設定できないからなのでしょうね。大空みたいになっちゃうんでしょうかね。

大内 それではなはだてこずって、少々ごまかしたのです。

青才 その場合の独占の意味ですけれど、僕ははじめにここを読んだ時には、あっここで所有権を前提しているじゃないか、というふうに読んだんです。独占されうる自然力というのは、誰かが私有財産としうるような自然力なんだ、地代論を説くための前提としての制限された自然、その内容的な意味としての独占されうる自然力、と大内さんが言う時に既に土地所有を前提とした議論になっているじゃないか、というふうに読んだのです。ですが、あとあとまで読んでみますと、一応は排他的な所有ではなくて排他的な利用が問題なのだとか大内さんは言っておられる訳です。でも、やはり排他的な利用というのは排他的所有を実質的には前提しているんじゃないかという感じがちょっと残るんですけれども。

大内 必ずしもそうではないでしょう。借地の場合には借地人の方が排他的な利用権もっているわけですね。

青才 所有権の中に利用権が含まれているんだけれども、それを分化して売るのが土地を貸すという話だ、ということではないのですか。

大内 いや、むしろ近代的な所有権というのは、利用権と無関係に成立する。それがつまりタイトルとしての所有権ですね。だから占有という

事実とは無関係に生ずる。そういう所有権として抽象的に完成されるもの——土地所有というのにはまさにそういう関係をつくる点に特徴がある。だから原論で土地所有を規定するときにも、そういうものとして規定する必要がある。つまりマルクスのいうように、スコットランドに土地をもっていてコンスタンチノーブルで生活しているという、単なる地代取得者としていいのですね。といってもさっきの絶対地代までいくと拒否権とか許可権とかいう話が入るから多少そこだけは所有権の機能が入るのかもしれませんが。だから、法律的に所有権の成立をどういうふうに説明するのかよく知りませんが、たぶん普通はゲヴェーレというのを先に考える。これはいわば実力でもって土地を占拠することですね。それがだんだん社会的に確定してくるにつれて所有権化してくるというふうに考えるのだらうと思います。しかしこの、公海における漁業というのは今まであまり地代論に登場しなかった問題ですが、地代論の応用としては面白いですね。これはまあいたずらみたいなもので、そんなことは地代論で議論しなくてもいいことかもしれないのですが、ただ漁業権制度というものがだいたい日本に独特の制度なのです。地先の村落共同体みたいなものに専用漁業権がある。これは徳川時代に形成された関係を明治政府が受け継いだわけですが。欧米にはない制度です。

永谷 入会地なんかとは違うんですか。

大内 地先については漁業権という権利があって、村落なり漁業組合なり特定の個人＝網元なりにそれが帰属している。そしてそれは売買もできるわけです。だから他の地域の漁船は入れないし、入る時には金を払えという形で地代をとっている。

永谷 農業の入会地と同じなのかな、違うのかな。

大内 農業の入会地の場合は、利用権者は限られているけれども地代関係は成立しない。入会権者は自由に利用できるわけです。漁業権の場合には、戦後の漁業権改革後は個人の漁業権は

否定されたが、第2次大戦前は、網元は個人的に漁業権をもっていたわけです。そしてここへ網を入れるのならオレにカネを払わなければ許さない、といえた……。

永谷 だけど明治以前の場合はどうなのでしょうね、やっぱり網元みたいなのがいて……。

大内 むろんあったでしょう。それを明治政府が受けついたので。だから農地における地主と同じように網元があった。

永谷 地主的なんですね。

大内 この制度はどうも日本の独特な制度らしい。だから戦後、漁業権改革をやる時に占領軍の連中がどうしても理解できなかったという話です。

永谷 そうすると網元の漁業権というのはかなり私有財産的ですね、徳川期から。

大内 そうです。もっとも、今は地域毎に区切って、地域の漁業協同組合が所有することになった。

漁業というのはなかなか経済学にうまくなじまないんだなあ、農業以上になじまない。

伊藤 魚は動きまわる。

青才 それから魚は労働生産物ではないという点もありますね。労働によって再生産しうるかどうかという点での相違が。

大内 養殖漁業は労働生産物だろうけれど、それ以外は一種の採取産業ですからね。原生林の木を切ってくるのと同じだ。

伊藤 以前『地代と土地所有』で有益費償還の問題を何か書いておられたかなと思って見てみたら触れておられなかったのですが、今回新しく、結びでふれておられますね。

大内 その頃は有益費償還の問題などあまり勉強もしていなかったし、まだよくわからない部分もあったのです。はじめはマルクスと同じように固定資本の利子のようなものを考えていたのです。有益費償還の問題は、アメリカの小作制度の勉強をしている時に、多少見当がついてきました。アメリカでもそれは非常に問題になったのですが、ただアメリカではイギリスと違って特別の法律を作るよりは政府が契約のフ

ームを作り、その契約フォームの中に有益費償還の条項を入れて、それをもって行政指導するというやり方をするのですね。これはニューデールの時の農業政策の一つの目玉だったわけです。そしてアメリカの問題を勉強しているうちにイギリスにそういう法律があるということに気がついて、それでイギリスの法律も少し勉強したのです。

青才 今の話と少し関連するかと思いますが、借地期間というのはどういうふうに考えたらいいんですかね、原論では。

大内 これも実にわからない。

青才 例えば100年だとすれば有益費償還とかいう問題は余り問題にならないでしょうね。

伊藤 農業屋から言わせますとね、それは、日本の水田みたいなのは別ですが、ヨーロッパの畑作はローテーションするわけでしょう。だからそれを一つの単位として、6年なら6年、12年なら12年という……そういうふうに考えられるんですね。ただし原論でどう処理するかということとはまた別の問題ですが。

青才 確かに、それ以下でない、というのはわかりますけれど。

大内 マルクスは、契約期間はだんだん短くなると書いているでしょう。地主が絶えず短かくしようとするというのですね。

永谷 収奪するためにね。

青才 どうもしかし現実には借地権の物権化の傾向が強いですよね。

大内 資本家的な農業経営の場合、イギリスではどうなのかよくわからない。農民的借地農の場合には契約は不定期というのが支配的だと思うのですね。日本も戦前は大多数がそうでしょう。それからアメリカでもいまだにそうですね。

永谷 そうすると、資本家的借地農でかなり期間がはったりしてくるのだろうか。

大内 マルクスのいうように、それがだんだん短くなっているという歴史的事実があるのかどうか、勉強したことがない。借地期間の話が書いてある本には、出会ったことがないのです。むしろ民法なんかの先生にきいた方がいいのか

もしれない。

ところで、614頁のこの計算はどうでしょうか。土地合体資本として「例えば1,000万円を投資しても、契約期間が50年ならば年々の元金償還分は20万円であり、利率を5%とすれば、初年度の利子は50万円である。したがってもし地代増分が70万円以上であるならば、借地人はこのような投資を有利とするであろう。」こんな関係になるのではないかと思って計算例を挙げておいたのですが。

青才 借地人の方から言えば利潤率で計算するわけではないんですか。

大内 借地人もこういう計算で土地合体投資ができるんじゃないか、ということですよ。というのは銀行からかねを借りていると考えて、1,000万円借りて土地改良投資をやるとする。銀行にはさしあたり50万円償還しておけばいいわけでしょう。もちろん正確に計算するならば、複利で利率5%として定率償還として、年に幾らになるかという計算をしなければいけないけれど。

伊藤 この計算だと、資本家の取り分は利子が安くなる分だけだんだん増えてくるわけでしょう。

大内 そう。だから、たとえば年の地代収入が70万円増えるんなら、銀行からかねを借りて投資しても得だということになる。

伊藤 だけど70万円というふうにしなくて、もっと50年で計算してみて、プラスになればやる、ということもできるわけですね。

大内 だから70万円ぎりぎりというところだったら、40年でもいいのかもしれない。本当は50年に分けた定率元利償還の計算をした方がよか

ったのかもしれないな。

青才 固定資本部分を銀行から借りて、それに対しては利子でいい、というふうに資本家が考えると想定していいのですか。つまり金を借りてやってもという発想をしていいのですか。土地所有者の側からですと、土地価格と地代との関係で利子が行動基準になるかもしれませんが、資本家の場合には利潤が行動基準になるわけだから……。

大内 だからほかへ投下して平均利潤を挙げられるような資金だったらもちろんだめでしょう。もし信用関係を厳密に商業信用と手形割引に限るのなら、銀行からかねを借りるというのも、許されない想定ということになりますね。とすれば、土地改良投資といったものはそもそも原論では考えられない、ということになるのかもしれない。ただ問題はこういうところにある。つまり永続的に土地に合体する資本というのは、それ自体としては永続的な寿命をもつものですから、減価償却という話は本来ないわけですね。しかし、一般に投資は何年かのうちには回収されることを目的としている。この2つをどうやって両立させるかと考えると、一応ある年限内の元利償還を考え——それはむしろ土地改良投資自体から生ずるのでなく、他律的に、たとえば銀行との契約という形で与えられるしかないのですが——、それを超える地代増収分があればいいということになる。その点を明らかにしようとしたので、少々不自然な仮定にならざるをえなかったのです。

司会 議論も相当煮つまりましたし、時間の制約もありますので、今日の研究会はこの辺で終りにしたいと思います。